評価結果要約表（和文）

<table>
<tr><td colspan="4">1．　案件の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">国名：ルワンダ共和国</td><td colspan="2">案件名：障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">分野：障害者支援／平和構築</td><td colspan="2">援助形態：技術協力プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">所轄部署：人間開発部高等教育・社会保障グループ　社会保障課</td><td colspan="2">協力金額（評価時点）：1 億 6,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">協力期間</td><td rowspan="3">R/D 締結：2010 年 12 月 22 日
協力期間：2011 年 3 月 11 日～ 2014 年 3 月 10 日</td><td colspan="2">先方関係機関：ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本側協力機関：</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の関連協力：</td></tr>
</table>

１－１　協力の背景と概要

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」と記す）では、長年にわたる内戦及び 1994 年の大虐殺やコンゴ民主共和国等近隣国との紛争により肥大化したルワンダ愛国軍（のちにルワンダ国軍に移行）の適正規模への縮小と、1994 年以降コンゴ民主共和国へ流出した民兵の動員解除及び帰還の推進が、政治・治安・経済的な側面からの喫緊の課題であった。この問題に対応するために、1997 年にルワンダ政府は「ルワンダ動員解除・社会復帰プログラムステージ 1（RDRP I）」を国軍兵士を対象として開始した。2001 年からは、軍事費の削減と国民和解の一環として、主にツチ族で構成される国軍兵士のみならず、1994 年以前の旧政府軍兵士と 1994 年以降ルワンダ国外で武装活動をしている民兵も対象とした「RDRP ステージ 2（RDRP II）」を開始し、2009 年に RDRP II が終了するまでに、国軍兵士・旧政府軍兵士・元民兵合わせて 6 万人以上の戦闘員の動員解除と社会復帰を促進した。このなかには戦闘により障害を負った元戦闘員が多く含まれているが、RDRP における障害を持つ元戦闘員に対する支援は、医療支援及びリハビリテーション器具の支給に限定されており、社会復帰を促進する技能訓練支援は含まれていなかった。また、ルワンダにおいて障害者に対する技能訓練を実施している機関は限定されており、障害を持つ元戦闘員を社会的・経済的にコミュニティに統合していくための制約は大きい。

このような状況を受け、ルワンダ政府からの要請に基づき、JICA は 2005 年 12 月から 2008 年 12 月まで、技術協力プロジェクト「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」（以下、プロジェクト）を実施した。プロジェクトでは非障害者や元戦闘員以外の人々が共に訓練を行い技能を習得することにより、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を推進することを目的として、①技能訓練の提供、②技能訓練センター（STC）関係者への研修、③技能訓練センター（STC）のバリアフリー化を実施し、925 人の障害を持つ元戦闘員が技能訓練を修了した。さらに、2009 年度には、同プロジェクトのフォローアップ協力を実施し、約 100 人の障害を持つ元戦闘員に対して技能訓練を実施した。

2010 年 1 月から「RDRP ステージ 3（RDRP III）」が開始され、2012 年 12 月までに、国軍兵士 4,000 人とコンゴ民主共和国で活動している民兵 5,500 人の動員解除と社会復帰をめざし実施されている。元戦闘員が文民としてコミュニティに社会復帰していくことは、ルワンダの平和の定着のために重要であり、RDRP は国軍兵士のみならず、旧政府軍兵士や元民兵も支援対象としていることから、国民和解の促進や国境を超えた地域の安定にも影響を与えており、ルワンダ政府は彼らへの迅速な支援を必要としている。先行プロジェクトの対象とならなかった

障害を持つ元戦闘員は1,500人以上存在し、多くが身体的・経済的・社会的問題を抱えている。また、1994年の大虐殺により障害を負った多くの一般市民（以下、障害者）も多様な問題を抱えており、彼らへの支援も大きな課題となっている。2011年2月より、障害を持つ元戦闘員及び障害者が共に技能訓練を行い就労をめざすことで、彼らの社会参加と共生を実現することを目的に、ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）をカウンターパート（C/P）機関として、技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が実施されている。

１－２　協力内容

（１）上位目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される。

（２）プロジェクト目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の就労が実現される。

（３）成　果

１）障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される。
２）障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練サービスが強化される。
３）障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する就労支援のためのサービスが促進される。

（４）投入（2012年8月時点）

日本側：総投入額　1億6,000万円

長期専門家派遣	2名	機材供与	0円
短期専門家派遣	1名	ローカルコスト負担	7,022万9,000円
研修員受入	0名[1]	その他	0円

相手側：

C/P配置	24名	プロジェクト事務所の供与	その他

２．評価調査団の概要

調査者	小向　絵理	総　　括	JICA国際協力専門員（平和構築）
	川内　美彦	バリアフリー	東洋大学ライフデザイン学部
	桑原　知広	協力企画	JICA人間開発部社会保障課
	井関　ふみこ	評価分析	グローバルリンクマネージメント株式会社
調査期間	2012年8月12～30日		評価種類：中間レビュー

３.評価結果の概要

３－１　実績の確認

（１）成果の達成状況

成果１：障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される。

指標1-1及び指標1-3の目標値が設定されていなかったため、中間レビュー時点で成果1がどの程度達成されたか判断することは難しい。一方、以下のとおり、良い方向に進捗していると

[1] プロジェクト負担0名、JICA負担2名。

想定される。バリアフリー化については、プロジェクトが計画した3校設置のほかに、先行プロジェクト時に設置されたSTCのうち5校が独自予算で設置・改修を行っており、バリアフリー化が促進されている。また、RDRCのエンジニアもバリアフリー建設に関する能力を蓄積している。訓練生数については、1,500名が目標とされているなか、既に1,025名が達成されている。コース内容や指導方法の改善については、プロジェクトによるデータは入手不可能であったが、講師によって工夫が加えられていることが聞き取り調査で確認されている。

成果２：障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練サービスが強化される。

残りのプロジェクト期間内にほぼ達成されると見込まれる。中間レビュー時点までに既に690名が修了している。704名参加のうち中退者は14名（２％相当）と低く抑えられている。訓練課程については99％の訓練生が満足しており、この高い達成度は残りのプロジェクト期間でも継続されると想定される。期待されたレベルの技能習得に関しては、プロジェクトによるデータは入手不可能であったが、訓練課程を修了することが期待されたレベルの技能を習得したと考えられているため、98％相当の達成とみなされる。

成果３：障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する就労支援のためのサービスが促進される。

各指標の目標値が設定されていないため、中間レビュー時点でどの程度達成されているか判断することは難しい。ただし、以下にあるように良い方向に進捗していると考えられる。修了生の93％が組合結成・参加しており、プロジェクトの働きかけにより、大多数の修了生が組合を通して収入を得ようという意識・意欲が高いことが分かる。スターターキットも個人または組合を通じて全員に配布されており、データはないものの、少数の問題が報告されている以外は、おおむね適切に活用されていると想定される。啓発活動に関しては、目標値や対象者が明確に設定されていないうえ、就労支援に直接関与しない活動も含まれているが、これらの一連の啓発活動は望ましい成果を生み出している。

（２）プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標：技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の就労が実現される。

目標値が設定されていなかったため、プロジェクト目標がどの程度達成されたか判断することは難しい。427名の修了生のうち251名から回答があり、そのうち222名が訓練課程修了6カ月後に何らかの職に従事している。一般のルワンダの雇用情勢を考慮に入れると、プロジェクトの修了生は健闘していると考えられる。

３－２　評価結果の要約

（１）妥当性

本プロジェクトは、ルワンダの政策及びニーズ並びに日本の援助政策との整合性を確保していること、手段及びプロジェクト実施のタイミングが適切であること、先行プロジェクトの経験に基づくわが国の優位性があることから、高い妥当性が認められる。

１）ルワンダ国の政策

元戦闘員の社会復帰については「RDRP III、一般障害者の社会保障については「経済開発貧困削減戦略（EDPRS）」、技能訓練については「Vision 2020」及び「EDPRS」に、おのおのの促進が掲げられている。

２）日本政府の政策

2012 年 4 月に新たに策定された、対ルワンダ共和国日本政府国別援助方針の重点分野に「成長を支える人材育成（科学技術教育・訓練）」が掲げられており、プロジェクトは社会的弱者支援のための技能訓練強化を支援する「科学技術教育・訓練プログラム」の下に位置づけられている。

３）C/P の妥当性

RDRC は RDRP の唯一の実施機関であり、職務内容に合致している。STC についても、RDRC の推薦及びプロジェクトが設定した選定基準に基づいて選ばれている[2]。

４）対象地域・グループの妥当性

全国を対象としているが、プロジェクトが実施したニーズ調査の結果を反映する形で、特に障害を持つ元戦闘員が多く在住している地域が選定されている。対象グループのなかでは、障害認定を受けた元戦闘員を優先し、残りの枠を、認定を受けていない障害を持つ元戦闘員及び一般障害者で分けることが決定されている。

５）協力アプローチの妥当性

一般障害者の統計が存在しないなか、先行プロジェクトが RDRC のデータシステムを通して全体像を把握できる障害を持つ元戦闘員から支援を開始し、その蓄積したノウハウに基づいて、本プロジェクトの段階で一般障害に支援を拡大するアプローチは適している。

６）外部条件の変化

ルワンダ政府がコンゴ民主共和国内の反政府勢力を支援している疑いがあるとして、一般財政支援を見送る措置を取っているドナー（国連機関等）がある。今後の国際情勢の動向を見守る必要がある。

（２）有効性

プロジェクト目標の達成に向けて、プロジェクトは順調に進捗している。プロジェクトの主要コンポーネントは、技能訓練の実施（成果２）である。そのためには、ハード・ソフト面においてバリアフリーな環境を築く成果１を通じて、障害者の受け入れ体制を整えることが不可欠である。さらに、組合形成に関する講義、スターターキットの提供、一般社会における障害者に関する啓発活動等の成果３を通じて、訓練生が就労に備えることができる。

（３）効率性

効率性が向上する要因と制約となる要因の双方があった。

＜効率性が向上した要因＞

・既存の STC 並びに現地資源の活用
・RDRC との良好な関係及び高いオーナーシップ
・青年海外協力隊との一部連携

＜効率性の制約となった要因＞

・想定されていなかった多様な関係機関との連携

[2] STC の多くは先行案件にて協働したセンターであり、それらの STC で蓄積された経験が、現行プロジェクトの技能訓練のスムーズな開始を促進している。

・プロジェクト事務所の設置場所〔主要 C/P の RDRC ではなく、地方自治省（MINALOC）建物内〕

（4）インパクト

上位目標：技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される。

指標の目標値が設定されていなかったものの、中間レビュー時には修了生の社会参加の一部は既に促進されていることが確認され、指標 1 を除いては、上位目標はプロジェクト 3 ～ 5 年後におおむね達成されると見込まれる。修了生からの聞き取り調査によると、訓練中にクラスメートと共に学ぶ過程や就労を通じて、修了生が自信を取り戻し自立した例や、修了生が地域住民と共に組合を組織し、地域の社会活動に参加するようになった例が報告されている。

その他の正のインパクト

・RDRC 統合リハビリテーション職業ワークショップの発案
・元戦闘員の社会復帰の方向性
　①以前は敵同士であった異なる出自の元戦闘員（国軍、旧政府軍、民兵）の和解促進
　②障害を持つ元戦闘員と一般障害者の融和促進
　③一般市民との組合形成の促進による一般社会との統合
・ルワンダ政府に対する「障害を持つ元戦闘員の一般障害者へ統合する」足掛かりの提示
・修了生の社会的地位の向上
・バリアフリー施設の促進〔ルワンダ住宅公社（RHA）によるビデオ作成・ビデオ発行・ワークショップ開催、海外セミナーの参加と発表〕
・異なる関係機関とのネットワークの構築
・組合活動によるコミュニティ開発への貢献

（5）持続性

組織面及び財政面が適切に確保されれば、一定レベルの持続性が期待される。

＜政策面＞

現在、障害者の社会参加促進を図るうえで好ましいタイミングにある。

a. 現在改訂中の教育セクター戦略に、障害者の教育アクセス促進が盛り込まれる予定である。
b. EDPRS II に障害者支援が分野横断的課題として取り入れられる。
c. バリアフリー環境について言及するルワンダ建造物管理規則が制定されている。また、バリアフリー化を盛り込んだルワンダ建築基準規約の承認が待たれている。

＜技術面＞

RDRC と STC は、訓練生のスクリーニング体制を構築し、STC もバリアフリー化のノウハウや障害者に対する技能訓練の実施経験を蓄積している。しかし、STC の就労支援や修了生のフォローアップ等に関する技術は十分でない。

＜組織面＞

「RDRP III」が 2013 年 12 月まで 1 年延長が決定されたものの、プロジェクト完了の 3 カ月前に終了する。そのため、障害を持つ元戦闘員が一般障害者に統合され、RDRC か

らどのように全国障害者協議会（NCPD）あるいはMINALOC管轄下の郡事務所にハンドオーバーされるかというRDRPの出口戦略に沿って、本プロジェクトの出口戦略を策定することが望まれる。プロジェクトが蓄積した経験を文書化することもその戦略の一部に含まれる。

＜財政面＞

財政面は懸念事項である。

プロジェクトがRDRCにサービスを提供する形で技能訓練やスターターキット費用を提供している。しかし、RDRP IIIがプロジェクト完了前に終了するため、今後RDRCによる財政面の確保よりも、RDRP IIIの出口戦略を踏まえ、MINALOCや教育省雇用開発局（WDA）を通じて一般障害者への技能訓練を主流化する予算を確保することが重要である。

さらに、最近の主要ドナーによる財政支援が一時中止されているため、技能訓練、地方政府やNCPDによる社会保障予算に一部支障を来す可能性が残されている。

３－３　効果発現に貢献した要因

（１）計画内容に関すること

・障害を持つ元戦闘員を対象とした先行プロジェクトが蓄積した経験を基に、本プロジェクトで一般障害者も対象に含めたこと。

（２）実施プロセスに関すること

・RDRCとの良好な関係・高いオーナーシップ
・プロジェクトによる技能訓練及びスターターキット配布に対するきめ細やかなモニタリング
・運営指導調査の実施（2回）
・障害を持つ元戦闘員の意欲の高さ、及びプロジェクトによる手当ての支給
・障害者当事者を日本人専門家・プロジェクトローカルスタッフとして雇用

３－４　問題点及び問題を惹起した要因

（１）計画内容に関すること

・想定されていなかった多様な関係機関との連携
・短い訓練期間（半年）

（２）実施プロセスに関すること

・修了生に対するフォローの難しさ
・訓練費・物価の高騰
・合同運営委員会が開催されておらず、PDM指標に基づいたモニタリングが十分でなかったこと
・MINALOC、WDA、地方政府（郡事務所）の参加度の低さ
・隣接するコンゴ民主共和国東部の治安情勢の悪化

３－５　結　論

妥当性に関しては、ルワンダ政府及び日本政府の政策とニーズに合致しており、アプローチ

やプロジェクト実施のタイミングも妥当である。有効性については、プロジェクトの残りの期間でプロジェクト目標の達成に向けて順調に進捗することが見込まれる。効率性に関しては向上する要因と制約となる双方の要因があった。プロジェクトはさまざまなインパクトを発現している。しかし、残りのプロジェクト期間中で持続性、特に組織面及び財政面の強化が期待される。

なお、中間レビューの結果に基づいて、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）が改訂されている。

３－６　提　言

＜プロジェクトに対して＞

１．MINALOC、WDA、地方政府がよりプロジェクトに積極的に参加するためのメカニズムを構築する。

２．障害者の社会参加促進を図るうえで、本プロジェクトの経験が活用されるように、NCPD、ルワンダ全国障害者団体連合（NUDOR）、その他障害当事者団体、ルワンダ組合機構（RCA）、RHA 等の関係機関とのパートナーシップを強化する。

３．C/P 機関及び関係機関の関与を強化し、本プロジェクトの進捗モニタリングを目的として、合同運営委員会を開催する。合同運営委員会を通じて、出口戦略のためのロードマップ案も策定する。

４．プロジェクトの知見や教訓を文書に取りまとめ、出口戦略の一部として、関係機関と共有する。

５．STC と関係機関におけるバリアフリー施設を促進するための冊子を取りまとめる。

＜ JICA とルワンダ側 C/P に対して＞

６．終了時評価においては、オーナーシップの意識を高めるために、ルワンダ関係機関の参加の可能性を含めて、ルワンダ側の C/P の積極的な巻き込みを行う。

＜ WDA に対して＞

７．本プロジェクトが開始したイニシアティブが将来的に継続していくために、本プロジェクトの技能訓練のアプローチをその他の既存の STC でも展開する。

＜ WDA とプロジェクトに対して＞

８．WDA が STC 修了生の追跡調査を試行する際には、本プロジェクトで支援した STC も対象に含め、必要に応じてプロジェクトからこの追跡調査に対して経験に基づいたインプットを行う。

＜プロジェクトと関係機関に対して＞

９．組合間のコンテストや他組合の訪問（スタディツアー）等、本プロジェクトを通じて形成された組合運営を持続させるために、動機づけを目的とした活動を行う。

３－７　教　訓

１．障害者に対する技能訓練のように途上国における新分野を支援する際には、現場での活動を通して目に見える具体的なモデルを提示することが有効である。

２．分野横断的課題や多様な側面が織り込まれた案件の場合、多くの関係団体との連携に係る

労力を考慮に入れたプロジェクトデザインが望ましい。

3．障害者を専門家やプロジェクトスタッフとして雇用することは、一般障害者の社会参加の象徴となり効果的である。

4．組合形成は、プロジェクト訓練生による他組合員への技術移転、相互扶助、一般障害者の社会参加の促進等、さまざまな成果を発現しており、元戦闘員や障害者の社会参加を促進するアプローチとして効果的である。

5．第 2 フェーズのプロジェクトとして、その他の一般障害者をプロジェクト対象者に含めたことは、障害を持つ元戦闘員が将来的に一般障害者に統合されるアプローチを示しており、元戦闘員の社会復帰の側面からも有効である。

6．紛争後、一般障害者に比べて元戦闘員のデータシステムが整っている場合が多い。そのため、障害を持つ元戦闘員を対象に支援を開始し、次の段階でその蓄積した経験やノウハウを一般障害者に対して適用を拡大することが効率的である。

7．ある一定期間をかけて経験を蓄積し、一定水準の質を保持するためにも、同じ STC を継続的に支援することに意義がある。